

診療用エックス線装置を設置する場合の必要書類

< 診療用エックス線装置備付届 >

提出書類		部数	注意事項
診療用エックス線装置備付届 【第25号様式】		2	エックス線装置1台ごとに届出が必要です。 保健所生活衛生課の窓口で配布しています。 また、区のホームページからダウンロードできます。 エックス線診療に関する経歴欄には、医師、歯科医師、 診療放射線技師又は診療エックス線技師の免許登録番号 及び年月日を記入してください。
添 付 書 類	エックス線診療室の 平面図及び側面図	2	エックス線診療室の隣接室名、上階及び下階の室名、並びに 周囲の状況を明記してください。 診療室図は、照射方向、エックス線管からの天井・床・周囲の 外壁までの距離(メートル)、及び、防護物の材料と厚さを記入 した50分の1の縮図としてください。 歯科用診療室は、50分の1または25分の1の見やすい縮図 としてください。 管理区域の標識、使用中ランプ等の位置を診療室図中に記載 してください。
	漏えい放射線測定 結果報告書(写)	2	

墨田区保健所生活衛生課